

関係各位

平成 14 年 10 月 26 日

日本ハム株式会社

広報室

■農林水産省による弊社未検品隔離牛肉の検品結果について（結果報告）

標記の件について、農林水産省から発表がございましたので、その概要を下記のとおりお知らせ致します。

記

当社が牛肉在庫保管・処分事業に申請したもののうち未検品の約 683 トンについて、9 月 17 日から 10 月 11 日にかけて全箱検品を受けておりましたが、25 日検査結果の発表がありました。

9 月 27 日までに行われた 305 トンの検品の概要は 10 月 1 日にご報告したとおりであります。9 月 30 日から 10 月 11 日までに行われた残余分の検品の概要は、次のとおりであります。（以下は、農林水産省発表の原文の通りであります。）

〔農林水産省検査結果〕

1 検品数量

683 トン中残余の 378 トンについて現物確認を実施。

2 結果の概要

(1) 牛肉と豚肉が混合した挽き材原料

牛肉と豚肉の混合した挽き材原料である旨が外箱に表示されたものが 41,760kg あることを確認（うち混合比率から 15,712kg が豚肉であることを確認）。

なお、本件については、日本ハム(株)による自主点検の結果として、3 月 8 日に、日本ハム・ソーセージ工業協同組合を通して当省に報告が行われていることから、骨付き牛肉について骨の重量を除外するのと同様に、豚肉の重量分を補助対象から除外する方向で検討していたものである。

(2) 輸入牛肉の混入

- 1) 90kg について、書類提出を求め確認したところ、輸入牛肉を使った挽き材原料であることを確認。日本ハム(株)によると、大阪本社と焼肉業者の間で輸入牛肉を使った挽き材原料について商談がまとまり、同焼肉業者の関東店に配送するために東京支社に 500kg を社内転送した際、東京支社の担当者に輸入牛肉であることが伝わらなかった。その後、BSE 発生により一部が在庫として残り、これを担当者は国産牛肉と思い込み事業への申請を行ったとのことである。
- 2) 218kg について、書類提出を求め確認したところ、輸入牛肉であることを確認。I 社からの依頼により買い入れて申請したものであるが、I 社の自社倉庫において発生した火災の後始末の過程で箱が損傷したために箱を詰め替えて保管していたものを I 社が十分に検収しないままに出庫し、また、日本ハム(株)も依頼を受けてから事業申請まで短期間であったため十分な検収を行うことができなかったとのことである。
- 3) 1 ピース 10.4kg について、包装フィルムにアメリカ産の表示があり、輸入牛肉であることを確認。I 社からの依頼により買い入れて申請したものであるが、依頼を受けてから事業申請まで短期間であったため十分な検収を行うことができなかったとのことである。

(3) 骨付き牛肉の混入

113.9kg の混入を確認。ラベルには骨付きである旨の表示がなかったために混入したとのことである。通常の現物確認で判明した場合には、骨の重量分約 34kg を補助対象から除外するケースである。

(4) 品質保持期限切れ

91kg について、外箱表示に明記されている品質保持期限から品質保持期限切れであることを確認。I 社からの依頼により買い入れて申請したものであるが、依頼を受けてから事業申請まで短期間であったため十分な検収を行うことができなかったとのことである。

(5) 申請重量の不足

重量チェックの結果、全体で 819kg の申請重量の不足を確認。